

令和5(2023)年度以降入学者
学部生及び修士(博士前期)課程に在籍する者

⑤私費外国人留学生用しおり
令和5(2023)年度以降入学者(博士後期課程除く)
(令和7年度前学期授業料の免除・徴収猶予)

令和5(2023)年度以降に入学した私費外国人留学生(博士後期課程除く)は、学業成績に基づいて、授業料免除の適格者であるかを判定しています。授業料免除の適格者に該当しているか否かにより、申請できる制度が異なります。したがって、該当する学生は、手続きの手順をよく確認してください。

1. 対象者

以下のいずれかに該当する者

- 私費外国人留学生の内、令和5(2023)年度に入学した学部生又は修士(博士前期)課程の大学院生
- 私費外国人留学生の内、令和6(2024)年度に入学した学部生又は修士(博士前期)課程の大学院生

※博士後期課程の者は本しおりの対象外です。

2. 申請手順

下記の手順で申請を行ってください。

① 授業料免除適格者の確認

令和7年3月10日から14日の間に、授業料免除適格者の判定結果をメールでお知らせします。
(学生番号のメールアドレス宛てに送信)

学業基準を満たしている者は授業料免除適格者となり、令和7年度授業料免除に申請可能となります。授業料免除適格者とならなかった者は、令和7年度授業料徴収猶予に申請可能となります。

- 授業料免除適格者となった者
➔ メール件名「令和7年度授業料免除適格者について」の受信者
- 授業料免除適格者とならなかった者
➔ メール件名「令和7年度授業料免除適格者とならなかった者について」の受信者

【申請できる支援】

- 授業料免除適格者となった者 ➔ 令和7年度に実施する授業料免除
- 授業料免除適格者とならなかった者 ➔ 令和7年度に実施する授業料徴収猶予

② 申請書類の作成

申請に必要な書類(様式)は本学のホームページに掲載しています。

茨城大学 HP > 在学生向け情報 > 経済的支援制度 > 申請書案内・申請様式のダウンロード(学費免除/徴収猶予) ➔ 「⑤令和5(2023)年度以降入学の私費外国人留学生(博士後期課程を除く)である者」の項目(本学所定様式)から確認をしてください。

https://www.ibaraki.ac.jp/student/economicssupport/shinsei_exemption/index.html



③ 申請書類の提出

提出期限は、**令和7年4月上旬**を予定しています。

提出期限の具体的な日付は、令和7年3月10日から14日の間に送信する授業料免除適格者の判定結果メールにてお知らせします。

●提出先

≪窓口で提出する場合≫

水戸地区:スチューデントライフサポート室 平日 8:30~17:00

日立地区:工学部学務グループ 平日 8:30~17:00

阿見地区:農学部学務グループ 平日 8:30~17:00

※大学休業日は窓口業務を行っておりません。休業日等は大学 HP にてご確認願います。

≪郵送で提出する場合≫

〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学スチューデントライフサポート室 宛
「令和7年度前学期授業料免除申請書類在中」と封筒の表に朱書きしてください。

※郵送の場合、配達記録が残る簡易書留又はレターパックライトを使用してください。

(書類が到着しているかどうかのお問合せには回答いたしません)

※郵送で提出する場合であっても、期限内必着とします。

3. 提出書類について

※本学所定様式は、**大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ②を参照)**。

※日本語以外の証明書類を提出する場合は、和訳を付して提出してください。

【授業料免除適格者の授業料免除申請書類】

対象	提出書類
全員	様式 D:提出書類チェック票
全員	様式 012:2025 年度茨城大学授業料免除申請書・経費支弁計画書(私費外国人留学生) ※経費支弁計画の内容は、入学料免除・授業料免除の審査には影響しません。ただし、留学ビザを取得するためには、留学生生活を維持できる経済的基盤を有している必要がありますので、今後、在留資格の更新を問題なく行えることを確認するため、経費支弁計画(収入予定)の申告をいただいております。
全員	在留カード(表面・裏面の両面)のコピー
該当者のみ (被災学生)	次のいずれかを提出 ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー 【参考】被災学生については、下記をご確認ください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp)



※本学所定様式は、大学ホームページに掲載しています(掲載先は 2.申請手順 ②を参照)。

※日本語以外の証明書類を提出する場合は、和訳を付して提出してください。

【授業料免除適格者とならなかった者の授業料徴収猶予申請書類】

対象	提出書類
全員	様式 B:提出書類チェック票
全員	様式 006:2025年度茨城大学独自学費免除(または徴収猶予)申請書
全員	様式 009:家庭事情調書及び生活状況申告書 ※1 か月あたりの収入及びその根拠となる計算過程を記入してください。
全員	様式 010:収入金額及び生活に関する説明書 ※仕送りの状況やアルバイトの状況、毎月の生活に係る支出の状況について記入してください。
全員	2024年1月～12月における収入が確認できる書類等のコピー (銀行の通帳の写し、アプリ画面のスクリーンショット、現金で持参した仕送りを両替した際の領収書等) ※通帳等の場合、契約者の名義が分かる部分のコピーも提出してください。 ※「家族又は学生名義のクレジットカードを、学生が日本で使用している(支払いは家族)」場合は、上記期間の使用金額が分かる書類を提出してください。
全員	在留カード(表面・裏面の両面)のコピー
該当者のみ (アルバイトをしている者)	様式 007:年収入額(実績・見込)証明書 ※給与収入実績額(2024年1月～12月)を勤務先が証明する書類となります。 ※給与明細や源泉徴収票のコピー、通帳等(入金履歴)のコピーでも代替可能です。
該当者のみ (奨学金を受給している者)	採用されている奨学金の決定通知書・奨学生証等のコピー
該当者のみ (被災学生)	次のいずれかを提出 ・罹災証明書のコピー ・被災証明書のコピー ・届出避難場所のコピー ・除籍証明書のコピー 【参考】被災学生については、下記をご確認ください。 被災学生に対する授業料免除 茨城大学 (ibaraki.ac.jp)



4. 授業料免除適格者の判定基準について

授業料免除適格者は以下の学業基準を基に決定します。令和6年度までの成績を対象に、授業料免除適格者の基準を満たしているかは大学で確認します。

学種	学業基準(以下のすべてに該当すること)
学部	・GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること ・修得した単位数が標準単位数以上であること
大学院	・学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること ・修得した単位数が標準単位数以上であること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、学費免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分	学業成績の基準	
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること(「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く)
	2	GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること(「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)

【標準修得単位数】

標準修得単位数			
学年	学部生	修士課程 博士前期課程	専門職大学院
2	31	10 (5)	23
3	62	/	/
4	93		

※ 学年は 2025年 4 月時点の学年です。

※ ()の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

5. 授業料徴収猶予の選考について(授業料免除適格者とならなかった者)

授業料免除適格者とならなかった者は、令和7年度授業料徴収猶予に申請可能となります。授業料徴収猶予には「延納」と「月額分納」があり、「延納」は支払期限を一定期間まで延長することができ、「月額分納」は半期分の授業料を月割で納めることができる制度です。授業料徴収猶予は、学業成績と家計状況の基準に基づき審査します。それぞれの基準を満たさなければ適格者となりません。なお、修業年限超過者は選考の対象とはなりません。

(1)学業成績について

令和6年度までの成績を対象に、以下の基準を満たす必要があります。

学業等の基準(ア、イのいずれかに該当)	
ア	【学部生】 GPA(平均成績)が、所属学部の学科または課程において上位 1/2 の範囲に属すること 【大学院生】 学業成績の評定平均値が 2.8 以上であること
イ	修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

ただし、下記の「廃止」のいずれか、または「警告」のいずれかの事項に連続して該当した場合は、授業料免除はその時点で廃止され、復活することはありません。

区分		学業成績の基準
廃止	1	修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと
	2	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の5割以下であること
	3	履修科目の授業への出席率が5割以下であること、その他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること
	4	次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	1	修得した単位数の合計数が標準修得単位数の6割以下であること(「廃止」の区分「2」に掲げる基準に該当する者を除く)
	2	GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること
	3	履修科目の授業への出席率が8割以下であること、その他の学修意欲が低い状況にあると認められること(「廃止」の区分の3に掲げる基準に該当するものを除く)

【標準修得単位数】

標準修得単位数			
学年	学部生	修士課程 博士前期課程	専門職大学院
2	31	10 (5)	23
3	62	/	/
4	93		

※学年は2025年4月時点の学年です。

※ ()の数字は、後学期入学者の標準修得単位数

(2)家計状況について

【年収額段階表】

基準	年収額
I	250万円未満
II	250～350万円未満
III	350～470万円未満
IV	470～590万円未満
V	590～910万円未満

【判定基準表】

学種	徴収猶予適格者
学部生(留学生)	I～V
修士・博士前期課程 (留学生)	

6. 授業料免除結果の通知について

申請した授業料免除の結果については、令和7年6月下旬(予定)に学生番号のメールアドレス宛にスチューデントライフサポート室から結果を通知します。

※申請希望者は免除結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。通知があるまで納付しないでください。

※全額免除となった方以外は、大学からの案内に基づき、指定された納付期限までに授業料を納付してください。

※申請する学期の途中で休学や退学等を予定している者は申請できません。授業料の免除申請後に休学、退学が決定した場合は、至急スチューデントライフサポート室まで申し出てください。

7. 問合せ先

スチューデントライフサポート室 **E-mail : shien_soudan[at]ml.ibaraki.ac.jp**
(メールアドレスの[at]は@に置き換えてください。)

※内容や説明資料を確認したうえで、不明点をスチューデントライフサポート室までお問い合わせください。

※お問い合わせは必ず奨学生本人より大学から付与したメールアドレスを用いて連絡してください。

※問い合わせのメールには、学生番号、氏名、電話番号を記載のうえ、質問内容を具体的に記入してください。

※メールの対応は大学の営業日となります。

※お問い合わせには順次回答いたします。お問い合わせが集中する時期となりますので、申請期限に余裕をもってお問い合わせください。